

令和元年10月（第10回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）10月10日（木）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
9番	大村 幸誠	10番	西村 親夫
11番	山本 博文	12番	荒川 忠一
13番	廣田 律男	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	報告第4号 非農地証明について
日程第6	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第7	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	令和元年（2019年）第11回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主査	森崎 大輔	主査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第10回益城町農業委員会を開会いたします。

農業委員14名中14名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番野田委員さん、11番山本委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 報告第4号 非農地証明についてでございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第4号を説明》

(議長)

只今、報告第4号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告といたします。

次に、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号についてご説明いたしました。

番号1番につきましては、菅推進委員さんに調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

10月6日に譲受人に聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。
農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植え機、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地には水稻や柿を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数45年、年間300日、父は経験年数70年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、約1町7反で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番ですが、10番西村委員に調査をしていただいております。
補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

調査報告致します。

10月5日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では動力噴霧器、トラック、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は栗で、申請地には栗や柿を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数60年、年間300日、妻は経験年数50年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、9,105㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

先ず、転用のための所有権移転の部についてですが、番号1番につきましては7番高木委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

10月3日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

事業区域内には農地以外の土地もありますが、その部分は申請者所有の土地であり、問題ありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番につきまして、7番高木委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては5番西川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請書が提出されていますので、10月8日に行政書士の方と現地でお会いし、調査を行いました。

申請地は、集落内開発制度の区域にあって、上下水道の引き込みが容易であり、盛土等の整地も比較的軽微であり、住宅建設による周辺農地に及ぼす影響が少ないと判断し選定したとの事です。

譲受人は、現在借家住まいであり、家具等も多くなり、手狭になったため申請地に住宅を建築するとの事です。

給水は西側町道に埋設された水道から宅地内に引き込み、雨水は道路側溝に接続放流するとの事です。

被害防除の方策として、周辺農地に万が一支障が出た場合は、申請人の責任において対応するとの事です。

区長さんより排水同意書が出ており何ら問題ありません。

住宅ローンの仮審査も通っております。

許可が下り次第、工事に着工するそうです。

立地基準、一般基準に問題はありませんでした。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番につきまして、5番西川委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番と4番につきましては7番高木委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

10月3日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

先ず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考え

ます。委員の皆様のご審議宜しくお願

いします。続きまして番号3番について報告

します。同じく10月3日に現地調査を行

いました。今回の申請は、申請者が建売住宅を整備する案件

でございます。転用許可基準について申

さす。先ず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続して

いることから転用の見込みはあると思われ

ます。続きまして、一般基準について申

さす。資力・信用については、特に問題

ありません。許可後は速やかに工事に着工するそうです。他法令の許可の見込み

ですが、農地転用許可申請に併せて開発許可申請も同時に進められて

います。事業区域内の宅地の利用見込み

もあり、規模も土地利用計画図のとおり

妥当であると思

います。委員の皆様のご審議宜しくお願

いします。只今、番号3番と4番、個人住宅の建設と建売住宅の建設につ

きまして、併せて7番高木委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を

賜りたいと思

います。本件について、何かご意見、ご質疑等はござ

いませんか。よろしゅうござ

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃借権設定の部についてですが、番号1番につきましては9番大村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(9番委員)

農地法第5条調査報告をいたします。

10月7日に吉村推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

先ず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、他に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願

(議長)

只今、番号1番につきまして、9番大村委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思

います。本件について、何かご意見、ご質疑等はござい

ませんか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては11番山本委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

10月4日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であることから転用の見込みはあります。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番につきましては、11番山本委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第3号説明》

（議長）

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございますが、再設定が3筆、新規が12筆です。

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございますが、新規が6筆です。ご審議をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和元年第11回委員会の日時について申し上げます。次回は11月11日、午前10時よりJAかみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員